



八 監 第 2 1 9 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の公表について

令和5年2月17日付け八監第465号により提出した令和4年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
障害者支援課 (児童発達支援センター)	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手続について</p> <p>【所見】 備品台帳に記載されている「パソコン・プリンター」「精密体重計」について、現物との照合を行ったところ、所在が不明となっており確認することができなかった。</p> <p>また、当該物品については、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 「パソコン・プリンター」「精密体重計」の他、施設内の備品について改めて全件点検した結果、既に廃棄済であるが台帳に残存していた物、故障、劣化により廃棄すべき物がありました。このことから令和5年5月15日付けで一括して廃棄処分を行いました。</p> <p>今後は、八千代市財務規則に基づき、適切な物品管理事務に努めてまいります。</p>
		<p>2 物品管理事務の手続について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 10,000円未満の物については、消耗品へと分類し、備品リストからは外しました。</p> <p>今後は、八千代市財務規則に基づき、適切な物品管理事務に努めてまいります。</p>